

海津市ステップアップ中小企業支援補助金

1 事業の概要

市内中小企業の持続的な発展をサポートするため展示会への出展、広告宣伝、ITを活用した販路の拡大並びに新商品開発などに要する費用の一部を補助します。

- 販路開拓・拡大事業：補助上限**10万円** 補助率 1/2
- 広告宣伝・PR 事業：補助上限**10万円** 補助率 1/2,
- IT活用事業：HP開設、ネットショッピングサイト開設：補助上限**10万円** 補助率 1/2
(※既存のインターネットサイト等の改修は 補助上限**5万円** 補助率 1/2)
- 新商品開発事業：補助上限**20万円** 補助率 1/2
- 機械設備等導入事業：補助上限**50万円** 補助率 1/2

【例：展示会の出展、パンフレットの作成、ホームページの開設・改修等】
(詳細事業については裏面をご覧ください)

2 対象者

- ・市内に事業所を有する法人又は個人（中小企業基本法第2条第1項各号）
※NPO 法人、社会福祉法人、医療法人、特別法人は対象外
- ・市税等の滞納がない
- ・暴力団員でない（海津市暴力団排除条例第2条第1号）
- ・風俗業やそれに類する業種や利用者に不利益な事業を営むものでない

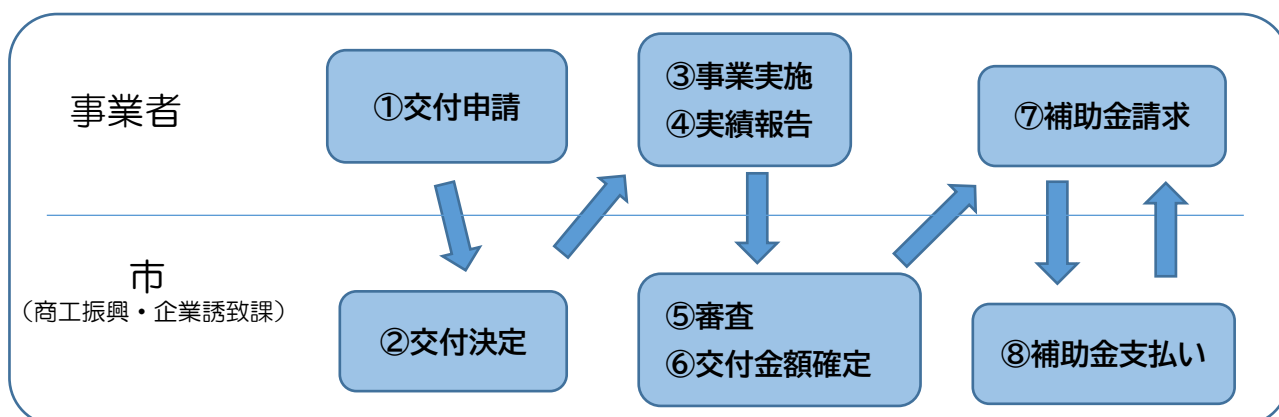
3 対象となる事業等

市内の事業所に対して実施する経営基盤の強化及び事業継続につながる事業であり、国・県等の補助金の交付を受けていない、または申請を行っていない事業であること。

本補助金交付決定後に発注、購入、契約等を行い、かつ事業年度の3月末日までに事業の完了実績報告書の提出が可能であること。

4 補助金交付の流れ

申請書の提出から補助金の支払いまでの流れは以下のとおりです。



※補助金の交付申請は、同一会計年度内において、各事業者につき1回限りとなります。

No.	事業名	補助対象経費例	補助率・補助限度額
1	販路開拓・拡大に関する事業 (一般枠)	① 展示会、試食会等に要する経費 (会場費、小間装飾費、交通費等)	1/2 以内 10万円 (千円未満切捨)
2	販路開拓・拡大に関する事業 (オンライン枠)	① オンラインで開催される出展催事への出展料、製品紹介動画作成料等	1/2 以内 10万円 (千円未満切捨)
3	広告宣伝・PRに関する事業	① パンフレット、ポスター、チラシ、カタログ、クーポン券等の印刷物の作成及び発送に要する費用 ② 新聞、雑誌、地域情報誌の掲載、折り込み等にかかる広告に要する経費 ③ テレビ、ラジオ、インターネット等でのCMの制作及び発信に要する費用	1/2 以内 10万円 (千円未満切捨)
4	IT活用に関する事業	① ホームページの開設、充実強化に要する経費 ② インターネット等を活用した新たな販路開拓に要する経費 ③ インターネットショップ等の新設、改善に係る経費 他	1/2 以内 10万円 (千円未満切捨) ※既存のインターネットショップ等の改善に係る経費に対する補助金については、5万円を限度
5	新商品開発に関する事業	① 新商品の研究、及び試作に要する経費（原材料費、機械工具費、外注加工費、技術導入提携費、委託費等） ② デザイン設計、商標等の作成及び容器包装の試作に要する経費 ③ 宣伝広告費（新商品宣伝に関するパンフレット制作、ホームページ更新に係る費用）費 他	1/2 以内 20万円 (千円未満切捨)

6	機械設備等導入事業	① 機械設備及び工具の導入に係る費用 ② 器具備品の導入に係る費用 ③ 建物附属設備の導入に係る費用 ④ ソフトウェア導入に係る費用 ただし、最低取得価格が単品で20万円以上のものに限る。	1 / 2 以内 50 万円 (千円未満切捨)
---	-----------	--	-------------------------------

機械設備等導入事業 一対象となる設備例一

設備種類	用途又は細目
機械設備	すべて
工具	すべて
器具備品	試験又は測定器 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 陳列棚、陳列ケースで冷凍機付又は冷蔵機付のもの
建物付属設備	断熱材 断熱窓 外壁・屋根遮熱塗装 電気設備（照明設備含む）で省エネに係るもの
省エネ設備	冷房、暖房、通風・ボイラー設備 昇降機設備 等
ソフトウェア	・設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの ・業務効率化などに取り組む特定業務用ソフトウェア（売上げ、利益増加に向けた精度の高い図面提案のための設計用3次元 CAD ソフト等）

※対象外となる経費

- 単なる取替更新であって、売上げ・利益増加に向けた業務効率化などの取組みにつながらない機械装置等
- 売上げ・利益増加に向けた販路開拓、業務効率化の取組みにつながらない古い機械装置等の撤去・処分費用
- 汎用性があり様々な用途に使用可能なもの（例：パソコン、タブレット PC、スマートフォン、及び周辺機器（ハードディスク・LAN・W i f i ・サーバー）、自転車等）
- 事務用器具備品、福利厚生施設に設置される機器
- 太陽光発電設備（売買目的）、蓄電池設備
- 割賦による購入は、申請年度中に支払った金額のみ対象
補助対象設備が購入日の属する年度内に所有権が移転しない場合、補助の対象としない

【問い合わせ先、申請書提出先】

津海市津市高須 515 番地 津市役所 商工振興・企業誘致課
 電話 0584-53-1374 平日 8:30~17:00